

○財務省告示第四十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年一月二十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回及び第三百四十八回）、利付国庫債券（二十年）（第九十七回、第百回、第百四十四回及び第百四十五回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第六回、第九回及び第十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を				

十四	利子	各第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支
十三	利率	の額／子に $\frac{\text{各発行対象国債の額} \times \text{利率}}{\text{各発行対象国債の額} \times \text{子に}}$
十二	経過利率	の額に $\frac{\text{各発行対象国債の額} \times \text{経過利率}}{\text{各発行対象国債の額}}$
十一	発行価格	の額 $\frac{\text{各発行対象国債の額}}{\text{各発行対象国債の額}}$
九	振替単位	の額 $\frac{\text{各発行対象国債の額}}{\text{各発行対象国債の額}}$
八	最低額面金	の額 $\frac{\text{各発行対象国債の額}}{\text{各発行対象国債の額}}$
七	払込金額	の額 $\frac{\text{各発行対象国債の額}}{\text{各発行対象国債の額}}$
六	発行額	の額 $\frac{\text{各発行対象国債の額}}{\text{各発行対象国債の額}}$

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面利率の額／子に

$$\frac{\text{各発行対象国債の額} \times \text{利率}}{\text{各発行対象国債の額} \times \text{子に}}$$

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支

（第十回） （第三年） （付国庫債券）	（第十回） （第三年） （付国庫債券）	（第九回） （第三年） （付国庫債券）	名称及び記号
○・六%	○・八%	○・八%	利率（年）
平成九年三月二十五日	平成九年三月二十五日	平成六年三月二十五日	償還期限
八百八十八億	七千二百六十億	九千二百九十億	（発行額） （額面金額）

（別表）

十五	十六	十七	十八	十九	二十
償還期限	償還金額	入札の基準とする	各発行対象の国債の	元利金の支払	払込期日
（別表のとおり）	額面金額百円につき百円	銘柄毎の基準利回りは、平成三十年一月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利回りとする。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年一月二十四日

（別表のとおり）

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \frac{\text{利率}}{2}}$$
 の算式により算出した金額を次で支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

（（利 第三付 十国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 九国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 六国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 四国 回年庫 ））債 ）券	（（利 回第二 ）百十 ）四国 ）十庫 ）五債 ）券	（（利 回第二 ）百十 ）四国 ）十庫 ）四債 ）券	（（利 第二付 百十国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第二付 九国 十年庫 七）債 回）券	（（利 八第十 回三年 ）百）庫 ）四債 ）十券	（（利 二第十 回三年 ）百）庫 ）三債 ）十券
一 ・ 七 %	一 ・ 四 %	二 ・ 四 %	二 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 五 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	○ ・ 一 %	○ ・ 六 %
日年平 六成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二十四	十年平 日十成 一四 月十 二十三	十年平 日十成 一四 月十 二十二	日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五	三平 月成 二四 十年 日年	日年平 九成 月三 二十九	日年平 九成 月三 二十九	十年平 日十成 二三月 二十五
円百 五十 二億	九十 三億 円	億二 円百 八十 二	円五 百四 十億	億二 円百 六十 七	円百 八十 五億	十五 億 円	八十 億 円	百十 九億 円	百億 円